第 3 回

八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町 合 併 協 議 会

会 議 録

八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併協議会

会 議 録

会議の名称		八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併協議会						
F	開催日時	平成15年9月25日(木)						
開		開会:午後2時00分 閉会:午後4時35分						
開催場所 湖東町 みすまの館		湖東町 みすまの館						
議長氏名		中村功一						
出席者氏名 別紙「出席者名簿		別紙「出席者名簿」のとおり						
ク	7席者氏名	織田直文						
	1 報告	2 会議結果						
会	報告第 9	9 号 第3回新市名称候補選定小委員会報告につ 承認						
		いて						
議	2 協議							
	協議第2	5号 組織及び事務機構の取扱いについて 原案可決						
		6号 消防防災関係事業について 原案可決						
事		7号 交通政策事業について 原案可決						
		8号 姉妹都市、国際交流事業について 原案可決 原案可決						
	協議第2	9号 コミュニティ施策について 原案可決						
項								
	3 提案							
		3 0 号 人権対策関係事業について 提案説明						
		1号 生活環境事業について 提案説明 提案説明						
	会議の経過	別添のとおり						
会	Ed. 7. 20 ded							
議	別添資料あ	i)						
資								
料		A +** A3 - T+						
		会議録の確定						
	確定	年月日 署名押印						
		署名委員						
		髙 村 与 吉 印						
	亚出 1 5 年							
	十八 1 5 年	10月14日						
		疋 出 みゑ子 印						

出席者名簿

		協議	슾				幹	事	会 · 事 務 局	
役職	ĺ	氏 名	種別	出欠等	役職	氏	名		職名	出欠等
会長	中村	功一	八日市市長			海外	友 之	進	八日市市助役	
副会長	宮部	庄 七	湖東町長		1	奥	善夫		八日市市収入役	
副会長	久 田	元一郎	永源寺町長			森 野	才 治		八日市市企画部長	
副会長	前田	清 子	五個荘町長			池田	晋		永源寺町助役	
副会長	植田	茂太郎	愛 東 町 長			白木	駒 治		永源寺町町収入役	×
	志井	弘	議会推薦		幹事	川戸	善男		永源寺町総務課長	
	髙村	与 吉	議会推薦			持 田	長三郎		五個荘町助役	
	吉澤	克美	議会推薦			北川	純一		五個荘町総務主監	
	高橋	辰次郎	議会推薦			奥	善一		愛東町助役	
	杉山	忠 蔵	議会推薦			鯰 江	茂信		愛東町収入役	
	西村	實	議会推薦			吉岡	登		愛東町合併推進室長	
	密谷	要一郎	議会推薦			野村	新太郎		湖東町助役	
	鈴 村	重史	議会推薦			上野	清司		湖東町収入役	
	小嶋	柳太郎	議会推薦			高 野	治幸		湖東町企画財政課長	
	西澤	英治	議会代表			中嶋	喜 代	志	事務局長	
	織田	直文	学識経験者	×	事務局	青木	幸一		事務局次長	
	西田	弘	学識経験者			小 梶	隆司		総務班主幹	
	相 森		学識経験者			北 村	定 男		調整班主幹	
	武久	-	学識経験者			出席				
	田中		学識経験者			× 欠 席				
委	山田	.5.0 — . 151 5	学識経験者							
員	飯尾		学識経験者							
	市田		学識経験者							
	小西		学識経験者							
	疋 出		学識経験者							
	足立		学識経験者							
	进	裕 子	学識経験者							
	平居		学識経験者							
	三輪		学識経験者							
	上川川瀬		学識経験者							
	川副		学識経験省							
	清水		学識経験省							
	植田		学識経験省							
	清水		学識経験者		-					
	野村		学識経験者							
	廣 田		学識経験者							
)與 山	ii久	丁叫社歌目							

第3回 八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併協議会 会議録目次

項目	会議事件名	頁 数
【報告事項】 報告第9号	開会 会長あいさつ 会議録署名委員の指名 第3回新市名称候補選定小委員会報告について	1 1~2 3 4~12
【協議事項】 協議第 25 号 協議第 26 号 協議第 27 号 協議第 28 号 協議第 29 号	消防防災関係事業について 交通政策事業について 姉妹都市、国際交流事業について	12 ~ 16 16 ~ 17 17 ~ 18 18 18 ~ 22
【提案事項】 協議第30号 協議第31号	人権対策関係事業について 生活環境事業について 副会長あいさつ 閉会	23 ~ 25 25 ~ 27 28 29

(会議経過)

(云磯経迴)	
発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	皆さま、本日はお忙しい中ありがとうございます。
(小梶隆司)	それでは、開会の前に何点か連絡あるいは確認事項をご説明させて
	いただきます。
	まず第1点目、協議日程の確認でございますが、お手元の次第をご
	覧いただきたいと思います。4番目の報告事項でございますが、新市
	名称候補選定小委員会から、候補名称および名称の決定方法等につき
	ましてご報告いただく予定をしております。
	5番目の協議事項でございます。前回提案させていただきました5
	件につきまして、ご協議をお願いするということでございます。
	6番目の提案事項につきましては、本日は2件の議案について説明
	をさせていただく予定でございます。
	続きまして、第2点目の連絡でございますが、本日の傍聴者の定員
	は40名となっておりす。
	第3点目、本日のご欠席につきましては、織田委員でございます。
	規約第9条の規定により会議は成立いたします。
	第4点目、次第を1枚めくっていただきますと、協議会の会議日程
	の資料を、改めて本日付けさせていただいております。協議会開催日
	時につきましては、変更はございません。ただ、会場等の都合がござ
	いまして、一部開催市町の変更をしております。それと、協議事項に
	つきまして、若干提案がずれ込んでいるものもございますので、現状
	に合わせまして変更しております。
	それと、毎回のことでございますが、発言の方法、携帯電話への対
	応等よろしくお願い申し上げます。
	それでは、ただいまから第3回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛
	東町・湖東町合併協議会を開催させていただきます。開会にあたりま
	して、協議会会長 中村功一八日市市長がごあいさつを申し上げます。
会長	皆さん、こんにちは。本日は第3回目の合併協議会を開催いたしま
(中村功一	したところ、皆さまには何かとご多忙の中万障お繰り合わせのうえご
八日市市長)	出席いただきまして、誠にありがとうございます。
	気候もようやく秋らしくなってまいりました。この合併協議を始め
	させていただいたのが田植えの時期でございました。既に稲刈りも終
	わろうとしている時期になりまして、この合併に向けた協議も中盤に
	差しかかろうとしているところであります。
	私は、協議会設置当初のごあいさつの中で、合併を成就するために
	はお互いの地域を尊重し、また思いやり、そして譲り合うことなど信
	頼関係が大変大事であるというふうに申し上げておりましたが、協議
	会委員の皆さまをはじめ議会や行政におきましても、こうしたご認識

をお持ちいただく中で今日まで順調に進めさせていただいたものと、 心から改めて感謝申し上げる次第であります。

現在、全国 3,181 の自治体の中、約半数の 1,540 の自治体が法定協議会を設置し、合併協議に取り組んでいるところでございます。県内では、甲賀郡の 5 町が去る 8 月 1 8 日に調印を終えられました。来年 1 0 月 1 日の合併を目指しておられるところであります。

こうした全国の合併に向けた取り組み状況におきましては、順調な地域もあれば、大変難しい地域も見受けられるところであります。以前は新しい市の名称、事務所の位置が問題になっておりましたけれども、最近では様々な事務事業の調整でなかなか前に進むことができないケースも多いように聞いております。

この1市4町におきます事務事業の調整につきましても、合併によります効率化、あるいは住民サービスの維持・向上を目指すという、この2つはつまり相反する部分があるわけでありまして、さらには各市町の事業に対する取り組みやその背景、また経緯を尊重するという点で、調整に苦慮しているところでもあります。こうした事務方での調整の状況を聞きまして、改めて合併の難しさを感じているところでもございます。

委員の皆さまにおかれましては、当然それぞれの地域の現在のサービス内容と比較しながら考えられると思いますけれども、調整項目の中の個々の損得ではなく、全体を見つめていただき、総合的な判断を願いたい、譲れるところは譲り合うということで、特にこれからのご審議をいただきたいと思うところでございまして、よろしくお願い申し上げます。

合併なくして、この1市4町の将来の展望は開けないと強く感じております。合併を成就させるためにも、1市4町が引き続き強い信頼関係を持ち続けることがますます重要ではないかと考えます。私ども1市4町の首長におきましても、合併に向けて一層結束し、力を尽くす覚悟でございますので、委員の皆さまのご理解、またご支援を改めてお願い申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

司会

それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長は、 規約によりまして中村会長にお願いします。よろしくお願いいたしま す。

議長 (中村功一会長)

それでは、規約によりまして、これからの議事につきましては私が 議長を務めさせていただきます。

まず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。八日市市の髙村委員、永源寺町の疋出委員を会議録署名委員に指名させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

次第第4番目の報告事項に移らせていただきます。「報告第9号 第 3回新市名称候補選定小委員会報告について」であります。

新市の名称につきましては、小委員会で、ご応募いただきました 698 種類の名称の中から、候補となる名称 5 点の選定を行っていただいております。また、候補となる名称の中から、協議会において新市の名称を選定する方法についても協議いただいております。その内容につきまして、小委員会からご報告をお願いしたいと思います。高橋委員長、武久副委員長、前の席にご着席をお願いいたします。

新市名称候補 選定小委員会 委員長

(高橋辰次郎)

ただいま議長から指名をいただきましたので、去る9月18日午後7時30分から10時まで開催いたしました第3回新市名称候補選定小委員会の内容につきまして、報告させていただきます。

このたびの小委員会では、新市名称の候補となります5点の名称の 選定、そして協議会におきます新市名称の決定方法、その2項目につ いて協議を行っております。

まず、第1番目の新市名称候補5点の選定でありますが、次のページの資料1をご覧いただきたいと思います。前回の協議会で報告させていただきましたように、名称候補698種類の中から、小委員会委員がそれぞれ7点ずつを選考する第1次絞り込みを行いました。その結果31点の名称に絞り込むことができました。31点の名称につきましては、網かけしています表のとおりであります。

次に、第2次絞り込みとしまして、その31点の名称から各委員が5点ずつ選び投票した結果、上位9点を選定いたしました。さらに第3次絞り込みとしまして、各委員が3点を選び投票を行い、その結果により上位5点の選定を行い、その5点については、小委員会として名称候補とすることを全員で確認いたしました。

5点の名称及び選定理由につきましては、資料 2 にあげておりますが、あかね市、神愛市、東近江市、東びわこ市、みどり市の 5 点でございます。詳細は事務局から後ほど説明をしていただきます。

なお、選考方法につきましては、委員全員が常に名称の選考に関わっていく必要があるとの判断から、順次絞り込み、そして全員が投票するという選考を行っていきました。

名称候補を選ぶにつきましては、各委員が 698 種類のすべての応募理由を丹念に読ませていただき、各委員が熟慮した中から選定したわけであります。そして、選定の中で各委員からいろいろと意見をいただきました。応募いただいたほとんどの名称につきまして応募者の思いを感じるものであるという意見、応募の多い名称であっても1通の応募名称でも同じ重みを感じるという意見、今回選定しました5点につきましては応募数に違いがあるわけでありますが、協議会におきましては同じスタートラインに立つ中で選考をお願いしたいという意見、などいろいろと頂戴いたしました。こうした意見を踏まえまして、

小委員会の選考順位の報告は差し控えさせていただきますので、ご了 解をいただきたいと思います。

名称候補5点の選考が終了いたしましたので、引き続き、協議会で 最終決定いただく方法につきまして協議いたしました。先進地の事例 を参考に協議を行いました結果、最後の名称決定まで各委員の意向が 反映できるように、順次絞り込みを行っていく方法を選択いたしまし た。別紙資料3をご覧いただきたいと思います。

この順次絞り込みという方法でありますが、自分の思いが最終決定まで一定反映していただく機会が残されるという形となり、この方法を選考いたしました。そして、これらの方法を選択した場合の投票方法について、協議をいただきました。資料 4 にその内容がございますが、事務局から後ほど説明いたします。また、本来、協議会提案事項の採決には、会長・副会長は提案側という形で本日まで入っておられませんでしたが、新市の名称につきましては、協議会全員で決定した方が望ましく、名称決定時の投票には特別に入っていただくことを小委員会として決定いたしました。

新市の名称決定は、市町村合併の根底を揺るがす材料もなりかねないとの小委員会委員全員の共通認識のもと、それぞれの作品をつくられた方の思いを尊重しながら、5点まで絞り込み作業を行い、また、最終決定方法を決めさせていただきました。何とぞ全委員さまのご賛同を得まして、次回に新市名称をご協議いただきますことをお願いいたしまして、第3回の小委員会報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。事務局から説明いたします。

ただいま委員長からご報告いただきました中で、事務局から説明を ということでございますので、まず資料 2 をご覧いただきたいと思い ます。

名称候補につきましては、先ほどご報告がありました。選考理由でございますが、まず「あかね市」でございます。万葉集に歌われている額田主と大海人皇子の相聞歌の舞台となった歴史的な背景があり、それによりまして知名度があるという理由でございます。2点目が、万葉の歴史だけではなくて、この地域全体にいろいろな歴史がございます。そういった歴史を感じさせるような、地域に馴染む名前であるという理由です。3点目が、非常に親しみやすい名前、あるいはやさしさを感じる名前、さらに母音で始まるので呼びやすさがあるというような理由でございます。それ以外には、発展するとか、明るいまちを想像できるというようなイメージの部分等もございます。以上が「あかね市」の主な理由でございます。

「神愛市」でございますが、八日市市を含みます旧神崎郡あるいは旧 愛知郡との合併ということで、それぞれの頭文字をとった名称という

議長

総務主幹 (小梶隆司) ことでございます。2つ目が、1市4町に共通いたします、1市4町の中ほどを流れます愛知川をイメージできるということと、「神愛」の「神」と「愛」が言葉としてよいという理由でございます。それ以外には、字から、発展性や融合という意味を感じる、あるいは"神愛高校"というように過去に使われていた名称でございますので、知名度や愛着があるといった理由をあげさせていただいております。

「東近江市」につきましては、近江の国ということで、その知名度は全国的にも高い、1市4町はその近江の国の東側に位置して、地理的にも非常にわかりやすいということでございます。近江商人発祥の地という形で「近江」が使われておりますように、この地域の様々な歴史・文化が「近江」という言葉からイメージできるという理由でございます。それから、現在も東近江というのは広く使用されております。そういった関係で知名度が高く、また慣れ親しんでいるという理由でございます。東近江市が滋賀県の中核都市にふさわしい名前である、あるいは、基本的には応募数によって決まるわけではないのですけれども、小委員会の選定に際しては、住民の声という形で最も応募が多かった名称でもあるということでございます。

「東びわこ市」でございますけれども、琵琶湖が日本を代表する名前であり、知名度もあるということで、その琵琶湖の東に位置しているからということでございます。そして、琵琶湖の東と言えば、地理的にその位置を判断していただきやすいということでございます。また、今後知名度を高めていきやすい名称であるということでございます。それから、ひらがなという形で選定がございました。これは書きやすさと柔らかな感じを受けるということでございます。

「みどり市」につきましては、鈴鹿の山々を連想できること、1市4町ともに豊かな緑があるということでございます。それから、人と自然の共生する地域、あるいはみどりのまちづくりをイメージできるということでございます。それから、みどり色そのものが豊かなイメージを想像できる、あるいは「みどり」という言葉が親しみやすく柔らかな感じがするということでございます。それ以外には、木が根を張って大きく育っていくような新市への思いや願いを込めたような名前であると、そういった理由で最終まとめさせていただいております。

次のページの資料 3 につきましては、先ほど委員長からご報告がございました。若干説明を詳しくさせていただきますと、10月30日の第4回協議会には、それぞれ全委員の方に投票をお願いしながら、第1回・第2回・第3回の投票で絞り込んでいくという方法でご報告いただいております。

1回目につきましては、5点の中から各委員が3点を選んでいただいて投票する。その結果上位3点につきまして、第2回目の投票を行う。その際は、3点の中から2点を選んでいただく。そして、上位2点に絞り込みまして、最終第3回の投票で、2点のうちどちらかを選

んでいただいて、2分の1以上の票があったものについて、新市の名称に決定していくという流れのご報告でございます。

なお、投票につきましては、すべて無記名方法でという決め方をしていただいております。

資料 4 でございますが、その投票等の進め方でございます。第1回目の投票につきましての投票用紙は5点の名称を連記いたしておりますので、3つに 印を付けていただくという投票用紙でございます。2回目・3回目につきましては、それぞれ選んでいただく名前を記述していただく投票用紙になっております。

記載場所でございますけれども、先進地には記載台を設けるというようなところもございましたが、各自の席で記載していただいて、投票につきましては首長5名が座っております前に投票箱を設置いたしますので、そちらにお入れいただきたいと思います。なお、投票に際しましては、事務局からお名前をお呼びさせていただきますので、それに従いまして、順次投票箱に入れていただく。以上のような投票方法についてご協議をいただいておりました。

2つ目の開票の方法でございますが、宮部湖東町長及び西田委員に 開票管理立会者という形でお願いいたしまして、現在事務局が座って おりますところあたりに開票場所を設けまして、管理・立会者が見て いただく中で開票作業をさせていただきたいと思っております。開票 の結果につきましては、管理・立会者が開票の結果を確認していただ きましたうえで、西田委員から結果発表を行っていただければという ことで決めさせていただいております。

それと、無効についてでございますが、1回目は3点を選ぶ、2回目は2点を記名していただく、3回目は1点を記名していただくという形で、決められた点数を選ばなかった投票用紙につきましてはすべて無効にするという、少し厳しいかもわかりませんが、そういった形で決めていただいております。投票権につきましては、先ほど委員長がご報告されましたように、今回に限り首長も含めた全員でもって投票していただこうという内容でございました。以上でございます。

議長

ただいま委員長から、候補名称5点の報告とその名称決定の方法についてご報告いただき、事務局から説明がありました。今日はこの2点の報告について、それぞれご承認をいただいて、次回の協議会で改めて新市の名称を協議事項として審議をお願いする予定であります。

ただいま報告のありました内容につきまして、ご意見などをお伺い したいと思います。各委員からのご発言をお願いいたします。

田中敏彦委員 (八日市市)

小委員会の皆さま、ご苦労さまでございました。 1 点だけ確認と言うか、質問をさせていただきます。

こういう形で次回に新市の名称が決定するわけですけれども、名称

というのは、合併方式や事務所と並んで非常に重要な問題でございます。ここの決定事項というのは、1市4町の議会の承認は必要なのかどうか、確認させていただきたいと思います。

事務局長 (中嶋喜代志)

この協議会がお決めいただいたことは、最終、各首長が協定調印を いたしまして、そのあと各議会で合併議決をいただいて、合併が成立 するということになります。

田中敏彦委員 (八日市市)

仮定の話をするのは非常に恐縮ですけれども、議会で万が一否決された場合は、また差し戻しになるのですか。

事務局長

この件だけを取り上げて差し戻すということはないと思います。全体を議決していただくということです。

議長

ほかにありませんか。名称が合併を左右する難しい例もありますので、慎重にご審議をいただきたいと思います。

三輪高裕委員 (五個荘町)

五個荘の三輪です。最終決定方式ですが、上位3点の選定の時に、 もし最終順位が同率の場合の選考方法を教えていただきたいと思いま す。

新市名称候補 選定小委員会 委員長 ぬかったことで申し訳ございません。こういう絞り方をさせてもらうのに、当然同点の場合もあると思いますけれども、そこまでは協議をしておりませんので、もし3点目が同率の場合は、まだ決定したものではありませんけれども、4点の中から絞り込んでもらうという方法を、この間に小委員会を開きまして、投票してもらう時にはきちんと決めておきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

髙村与吉委員 (八日市市) 議長 暫時休憩を取ってください。

しばらく休憩します。

(休憩)

議長

会議を再開いたします。髙村委員、どうぞ。

髙村与吉委員 (八日市市) 貴重な会議の時間を割いて休憩を取ってもらった理由を述べさせて いただきたいと思います。

小委員会で非常に慎重に、今日まで精力的にご審議いただいたという労は多としておりますし、敬意を表しておるわけですが、今この決定方法を小委員会で決められたことの報告を受けまして、次回の法定

協議会でそれを実行するということが提案されたのですが、小委員会の答申を受けて、今ここで即、小委員会のその内容を全委員で議論するということは不可能だと思います。少なくとも次回にその議論の場を持ってほしい。協議会委員全員としての議論の場を持って、慎重に新市名の決定を図っていただきたいと思います。

議長

今の髙村委員の発言ですが、小委員会で今の決定の方法についてご報告をいただいて、それを今皆さんで審議いただいていると思いますが、決定の方法について若干意見があるということのようですので、この場で議論をしてもいいのですけれども、できますならば小委員会をこれから開いていただいて、その決定方法に、今、髙村委員が言われたような意見をもとにして、小委員会で少し議論をしていただいたらどうかと思うのですが、小委員長、いかがですか。

新市名称候補 選定小委員会 委員長 髙村委員なり議長のおっしゃることはよくわかるのですけれども、 もう少し具体的におっしゃっていただかないと、小委員会を開いても、 私どもはこれでいいと思ってしたことが、どこが問題だということを 教えてもらわないと、この状態では小委員会は開けません。仲間同士 なのだから遠慮せずに、今日まで出た問題もありますので、十分この 場で、皆さんの前で言っていただいて、ここがこうだからこうしたら どうかということがあれば、ここで話をしていただいた状況により、 小委員会は開く必要があれば開かせていただきますので、よろしくお 願いしたいと思います。

議長

ありがとうございます。髙村委員、先ほどの意見について補足をしていただけますか。

髙村与吉委員 (八日市市)

要するに、このままいけば次の協議会で投票すれば結果が出るということですが、少し、私たちが最初、新市の名称を決めるについて一応いろいろな条件が出てきた、その条件がもうひとつ理解できてなかった面があるような気がするのです。

確かに今、委員長がおっしゃるように、十分小委員会で練ってもらったのだから、それでいいということだとは思うのですが、何かもうひとつ協議会としての意見の場、それは今だと言われればそのとおりですけれども、今は小委員会の答申を受けて、そして今お聞きしたところ、見せてもらったところなので、次回の投票というのではなしに、もう少しその間に議論の場があってもいいのではないかという考えをするわけです。

新市名称候補 選定小委員会 委員長 今、髙村委員が申される中身は、私も理解できる部分はあります。 今日までの協議会の例を考えます時に、この前の協議会で一部の委員 さんから、既存の名前を使ってはいけないというのは再考してほしい というご意見が出ました。髙村委員はそれであるということは断言さ れていませんので、少し先走りかもわかりませんけれども、小委員会 というのは、各市町から2名ずつ10人が選ばれて協議をさせていた だいています。

最初小委員会を設置する前に、既存の名称は使わないということは うたわれておりました。それから、2回目の任意協議会において、既 存の名称を使わないことは、皆さんの前で発表されて、それをご承認 いただきました。それから、第1回目の法定協議会でそれがもう一度 確認されていますので、それに基づいて小委員会としては今日まで、 小委員会は各市町から2名ずつおりますので、いろいろな意見があり ますけれども、やはりそれに基づいてやっていこうという気持ちでこ こまできたと思います。

そういうことでございますので、もしもそういう話になると、初めに戻らなければならないということになりますので、その辺も十分考えていただいた中で、小委員会としてはそういう考えでおります。戻さなければならないというのが皆さんの意見ならばまた承りますけれども、今のところはそういう形で進んでおりますので、小委員会としての答弁はそれ以上できないということでございます。

高村与吉委員 (八日市市) 田中敏彦委員 (八日市市) わかりました。

今の委員長さんのご意見はよくわかりますし、本当にご苦労の中で これだけ選んでいただいて、心から敬意を表したいと思います。

小委員会で手順は十分尽くしておられると思います。この決定は手順を尽くして決めたからこそ、ものすごく重みが出てくると思うのです。小委員会では十分ご審議していただいて、当然代表が出ていただいているからそれでいいのですけれども、協議会のメンバーもいろいるな意見を一人ずつ出してという形で合意を形成しておいた方が、まして今度の投票には1市4町の首長も参加されるわけですから、非常に重いものがあって、私はどうも先走って物事を考える癖があって申し訳ないのですけれども、議会で万が一のことがあるようだったら、非常に合併協議会の権威というものも落ちるような気がします。どうしても10月末にこれを決めなければならないという時間的制約があれば別ですけれども、そうでないのなら、髙村委員が言われたように、議論の時間を設けていただきたいなと私は思います。

議長

先ほど小委員長から報告がありました2点について、決定の方法なり候補である名称なりについて報告があったわけですから、次回も協

議をいただいて、それはそれでいいと思うのですが、今日こうした場ですから、そういうことも含めてご意見を出していただければいいのではないかと思います。

新市名称候補 選定小委員会 委員長 付け加えさせていただきます。皆さんご承知のように、高島郡で「西近江市」と一応決まりましたが、現在「高島市」にしてもらいたいとの要望書が署名をつけ協議会会長あて提出されました。それは、16,000人の住民の皆さんから「西近江市」よりも「高島市」の方がいいのではないか、馴染みがあるではないかという話が出たのです。それらの事を踏まえ十分小委員会では議論しました。高島地域合併協議会では名称決定を決めていく中で名称が二転三転した、又住民から名称を公募した時もほとんど差がなかったということをきかせていただき、私たちなりに、あとは小委員会で決めましたので、詳しくは言いませんけれども、そういう事を踏まえ検討しております。

今のお話の中で、「698点の中から5点絞ったことについてもう少し議論をしたらいいのではないか」という場合と、「既存の名称を使ってもいいのではないか」という議論とは違うと思うのです。どちらかということをはっきり言ってもらわないと、小委員会としては、最初も申しましたように、みんなよいまちをつくるための仲間だから遠慮なく話してほしいという気持ちで言っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。私どもは3回投票して698点の中から5点を選びましたけれども、もっといい方法があったのではないかという議論と、既存の名称を入れたらどうかということは、2つに分けてもらわないと小委員会としてはどうしようもないので、その辺をはっきりしていただけたら、また休憩をいただいている間にでも小委員会を開かせていただきたいと思います。

私も言っておりますし、議長さんも言われるように、名称は本当に 大きな問題だと思っています。ただ、委員さんの中にもそういう話は あるのですけれども、「馴染み」については、やはりみんながつくって いかなければいけないと私は思っています。これは私の考えですけれ ども、今は永源寺の人は永源寺、湖東町の人は湖東、八日市の人は八 日市に馴染みはありますけれども、新しいまちだから、できた名前に みんなが馴染みを持っていく努力をしていかないと成り立たないと思 っております。そういうことですので、付け加えさせていただきまし た。

議長

一定の条件付けと言うと変ですが、旧の名前を使わないとか、そういう制約の下小委員会でいるいる議論をいただいた、自ずから審議いただく範ちゅうが決まっていたわけです。そういう中で小委員会は真剣に議論をいただいたと思っております。

先ほど高島の例も出ましたけれども、ああいった点については小委

員会での責任の範ちゅうではないと思います。従いまして、今日は委員長から報告いただきましたけれども、続けて議論をいただいても結構ですが、次の協議会で投票して賛否を問うということではなくて、次の協議会でもこういう議論を続けていただいたらどうでしょうか。

飯尾文右衛門 委員

(永源寺町)

次の会議で何を議論するのですか。先ほどからずっと聞かせていただきまして、旧の市町名は使わないということが基本で、そして一般公募された。それが698点。その中から5点に小委員会で絞られた。その小委員会で決められた5点の中で、我々は論議して決めるべきだと解釈しております。

議長

名称になりますと、数だけで議論していいのかどうかという思いも お持ちでしょうし。

飯尾文右衛門 委員

(永源寺町)

万が一旧市町名を使ってもいいということになれば、一からやり直 さなければ、この合併協議会の真義が問われることになると私は思い ます。

議長

もちろんそうですね。そして、公募したわけですから、地域住民の 皆さんにも改めて問い直しが必要だろうと思います。

もっとほかにご意見はありませんか。

鈴村重史委員 (愛東町) 私は第2回の前回の協議会におきまして、住民の皆さん方から「八日市でいいではないか」というような声が出ておりますと、皆さん方に申し上げたわけでございます。そして、その時に委員長さんが、既存の名称は使わないということでスタートしているということをはっきり言われました。そしてその他に、私に続いて、今日のように異議ありというような意見は全く出なかったわけでございます。ですから、皆さんは小委員会に同意されたというふうに私は認識いたしました。

ですから、誠に申し訳ない言い方ではございますけれども、あの第2回の時に、皆さん方がもっとそのようなご意見がござましたらどんどんと発言していただいて、小委員会が第3段階・4段階に進まれるまでにご意見をいただきたかったと私は思います。ですから、あの時皆さん方が同意された以上、小委員会の意見を私は尊重させていただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長

それでは、小委員会委員長の報告のとおり、名称候補選定小委員会

報告を承認することにご異議ございませんかどうか、決定させていた だきたいと思います。委員長報告のとおり承認することに賛成の方の 挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長

賛成の方は30名、反対の方が1名であります。よって、小委員長報告のとおり、報告事項につきまして承認することに決定いたしました。これによりまして、次の協議会では5点の中から新市名称を協議いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。委員長・副委員長、ありがとうございました。

(委員長、副委員長元の席へ)

次第の5番の協議事項であります。前回の協議会で提案させていただいております協議第25号から第29号までの5件について、協議をお願いいたします。

まず、「協議第25号 組織及び事務機構の取扱いについて」であります。前回、調整方針の表現につきましてご意見を頂戴いたしました。その中で一部変更させていただくよう申し上げておりましたので、その変更部分につきまして修正案をお配りさせていただいております。その点も含めまして、事務局から再度説明を申し上げます。

事務局長

それでは、前回の協議会の資料をご覧いただきたいと思います。「協議第25号 組織及び事務機構の取扱いについて」を簡単にご説明申し上げまして、ご協議をいただきたいと思います。

まず、本日お配りしております資料 1 でございますが、前回提案の時点で訂正を申し上げておりましたので、網掛けをしているところですが、前回は「職員の削減」という表現になっておりましたが、「職員数の適正化」というふうに修正させていただきまして、これからご説明申し上げます。

ては、基本的な方針を5点定めまして提案させていただいております。 まず1点目でございますが、「合併の目的、効果の視点から」という ことで、高度化、多様化する行政ニーズや地方分権などに対応できる 行財政基盤の充実、また行政の効率化やスリム化を目的として、その 効果が期待できるように、次の2点に留意して組織・事務機構とした

まず、調整方針でございますが、組織及び事務機構の取扱いについ

いという点でございます。組織の統廃合による職員数の適正化と専門 化の推進と、指揮管理系統の簡素化の2点でございます。

2点目は、「住民サービスの視点から」でございます。現在、各市役所・役場で住民の皆さま方がサービスを受けておられますが、そのサービスの維持につきましては、新市において同一水準のサービス提供ができるように特に留意して組織・事務機構としたいという点でござ

います。

3点目は、「地域コミュニティ(住民自治)の視点から」でございます。 地域特性に応じた新たなまちづくりが展開できるように、自治組織づ くりなど地域コミュニティの推進に向けて支援、先導できる機能に留 意した組織・事務機構とするということでございます。

4点目は、「新市のまちづくりの視点から」でございまして、新市としての一体性を目指し、新市に引き継ぐ事務事業や新市まちづくり計画に基づくまちづくり施策などをスムーズに進めていくための組織・事務機構とするという点でございます。

5点目は、新市になった時点の「円滑な移行を行うために」、一定の移行期間を設けまして、住民さんが困惑しないように、わかりやすい事務機構と、激変を避ける事務機構で徐々に組織の移行をするということです。以上5点の提案をさせていただいております。

議長

ただいま事務局から説明がありました議案について、協議をお願い します。何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。

川副清厚委員 (愛東町)

愛東の川副です。前回の協議会におきまして、「協議第20号 財産の取扱いについて」ということで、1市4町の所有する財産はすべて新市に引き継いでいくことが可決決定いたしております。したがいまして、愛東町におきます愛東マーガレットステーションの土地・建物、所有する財産については、新しいまちに引き継がれることになるわけであります。

そこで、今回提案されました新市における組織及び事務機構についてでありますけれども、資料 2 の 2 の (3)に、「地域と密着した課題やプロジェクトなど地域性の高いものについては、支所に地域振興を担当する課や現地事務所を設置するなどしてその推進が図れるように、地域性を考えた組織・機構とする」ということがうたわれております。愛東町におきましては、愛東マーガレットステーションの愛の・田園振興公社、また愛東直売館運営協議会、さらに農業指導センターなど、地域性が非常に高い組織・機構については、今後の取扱いについて、またその位置づけはどうなっていくのか、お尋ねいたしたいと思います。

事務局長

マーガレットステーションにつきましては、先ほど委員がおっしゃいました財産をご決定いただいた協議会で、一部事務組合等の取扱いというところで掲げておりまして、財団法人愛の苗園振興公社につきましては、そのまま新市に公社として引き継ぐというふうにご決定をいただいておりますので、組織・機構としてはそのまま残ると考えております。

川副清厚委員 (愛東町)

運営面についてのことは、今後の課題になろうと思うのですけれど も、どういう具合に位置づけされているのでしょうか。

事務局長

公社の理事会や運営委員会等、私も熟知しておりませんが、そういう組織の中でご決定いただくことでございますので、その中で新市に広げるか、また今の地域のままということになるか、それはここではお答え申し上げられません。公社の理事会等でご決定をいただくということになると思います。

議長

ほかにありませんか。

野村・一委員 (湖東町)

湖東町の野村・一でございます。今回提案されております基本的な 方針及び具体的な方針につきましては、全くこのとおりであると思い ますし、力強く感じております。今後、組織のあり方及びその事務の 内容について、具体的にこの方針に従って十分な詰めを行っていただ きたいと期待しております。

その上で、少し要望的な意見を申し上げますけれども、特に住民の皆さんの関心が強い教育関係・福祉関係でございますが、ご承知のように、この合併によりまして教育委員会は一つに統合されます。また、福祉担当課及び社会福祉協議会等も統合されます。そういったところで従来行ってまいりましたいろいろな教育行政・福祉行政の面から、住民の皆さんがサービス低下したというふうに感じられないような手立て、具体的には各支所におけるそういった機能を維持していただくとか、あるいはもう少し申し上げますと、ただ単にそれにとどまらず、現在1市4町が持っておりますいろいろな施設の機能をより広域的に発揮できるような手立てなどを、今後の検討の中でよろしくお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございます。ほかにありませんか。

辻 裕子委員 (五個荘町)

五個荘の辻と申します。これに関しまして、まだ支所の機能・業務 想定ということで、概念図ということになっておりますから、まだま だこれからいろいろ実務的な面について詰めていっていただけるもの と思いますので、それにつきまして要望ということでお話をさせてい ただきます。

総務ということに関しましては、すべて統合されて市役所の方で業務をしていただくということになりますが、総務の中に当てはまるかと思うのですけれども、税務、今現在各市町の税務課でいるいろ税の収納なり申告の受付なりをしていただいていると思うのですけれども、9月30日までは暫定的にこういうことで、これ以降はこういうふうにということで、資料1に詳しく書いていただいているわけです

けれども、今までどおり税金を納めるのは支所でもしていただけるようにお願いしたいのです。

例えば、法人市町民税の申告書の受付などは、市役所の方まで提出 に行かなければならないのか、それとも支所でも受け付けていただけ るのかどうかということをお聞きします。

それから、一般の個人さんの確定申告、給与所得者については年末 調整だけでその申告を終えることができるわけですけれども、今後は 徐々に年末調整を廃止する方向にあり、すべての国民が確定申告とい うことで、自分の所得を申告し納税するというふうに今後なっていく とも聞いておりますので、3月の確定申告業務はさらに窓口が大変に なってくるのではないかと思います。今でもインターネットによる申 告書を作成して提出に行くということや、徐々に電子申告ということ で、窓口でということが省かれていく傾向にはありますが、すべての 住民が同じような環境にあるとは言えず、やはり今まで近くの役場で 申告ができたのが、市役所まで行ってその処理をしなければならない となると、住民サービスの低下にもつながりかねないかと思いますの で、税の収納だけでなく、申告につきましても支所で対応していただ けるように、今後詰めていただく上で要望しておきたいと思いますの で、よろしくお願いします。

事務局長

1点目の法人税の申告でございますが、辻委員からお話がございましたように、インターネットで申告できるようになると聞いておりますが、全員の方がそういうことにはならないと思いますので、各役場に税の窓口を、先ほど収納とおっしゃいましたが、相談業務等も残す検討もしております。申告納税になっておりますので、そこへ法人税の申告書を出していただければ、あとの処理はまとめてするということも事務的に可能だと思います。

各個人の方々の申告につきましては、今、市民税の分科会で検討いたしておりまして、当面今のような形で申告していただけますし、将来まとまってしていただく場合でも、支所などで申告していただく部分は残るという方向で検討が進んでおりますので、最終、今ご意見がございましたようなところを分科会に伝えましてまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

それでは、「協議第25号 組織及び事務機構の取扱いについて」を お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願 いいたします。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員であります。ご意見ですか。どうぞ。

上川裕子委員 (愛東町)

愛東町の上川です。資料 1 の新市発足時の支所に残る組織は、施行は平成 1 7年 2 月 1 1 日から平成 1 7年 9 月 3 0 日までここに残る組織ということですね。それでは、「農業・林業・商業・観光の振興・相談」や「農業・林業の基盤整備」そして「企画(地域振興的な機能部分)」は、平成 1 7年 1 0 月 1 日からはどこで対応していただけるのでしょうか。

事務局長

まず、9月30日までは、真ん中に書いております総務、財務、人事の部門は集中的に統合させていただく部門で、あとの部門につきましては大部分がそのまま残るということになります。そのあと10月1日からは、地域振興を担当する課、現実に農林の関係等でその地域に必要な事業が残っている場合は、地域事務所という形で残していこうという形の表現を2番目に書いております。

その概略をまとめましたものが、一番最後の 参考資料 にあげて おりますので、ご覧いただきたいと思います。詳しい課の名前などは まだあげられませんので、こういうような機能が残りますよということで書かせていただいておりますので、ご了解いただければありがた いと思います。

議長

先ほど賛否をお尋ねしました。以上によりまして、「協議第25号 組織及び事務機構の取扱いについて」は原案どおり可決いたしました。 ありがとうございました。

続きまして、「協議第26号 消防防災関係事業について」ご協議をお願いいたします。事務局から説明いたします。

事務局長

それでは、「協議第26号 消防防災関係事業について」の説明を申し上げます。この調整方針につきましては、4点あげさせていただいております。

まず、常備消防につきましては、現行の東近江行政組合消防本部及び愛知郡広域行政組合消防本部で実施していただきます。2点目は、地域防災計画及び水防計画につきましては、合併時までに計画案を作成し、新市において防災会議を開催して計画策定するということでございます。3点目でございますが、消防団は合併時に統合させていただきます。定数・出動区域は現行のとおりといたします。組織につきましては、消防活動に支障がないように、分団編成に直していただいて統一させていただく。定数・組織・出動区域につきましては、合併

後3年以内に再度見直しをさせていただくという提案でございます。 4点目は、防災施設・機械器具などにつきましては、現行のまま新市 に引き継ぎ、新市における地域防災計画に基づき整備していくという ことです。

以上4点が提案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明をいたしました内容につきまして、協議を お願いいたします。ご意見がございましたら、どうぞ。

(なしの声あり)

議長

ないようであります。「協議第26号 消防防災関係事業について」 お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願 いいたします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。以上によりまして、「協議第26号 消防防災関係事業について」は原案どおり可決いたしました。

次に、「協議第27号 交通政策事業について」であります。提案内容につきまして、再度事務局から説明申し上げます。

事務局長

「協議第27号 交通政策事業について」のご説明を申し上げます。 調整方針は2点をあげさせていただいております。

1点目は、地方バス路線維持費補助事業は、現行のとおりとする。 2点目は、循環バス事業は、合併時は現行のとおりとし、五個荘町及 び湖東町の循環バスは、合併時に新市の市役所へ乗り入れられるよう 調整する。路線、運賃及び乗車割引等については、合併後2年以内に 新市循環バス事業として調整する。ただし、路線については公共交通 空白地域を原則とし、公共施設や医療機関等を結ぶ市民生活に密着し た路線となるよう調整する。

この2点が提案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明申し上げました「協議第27号 交通政策事業について」のご協議をお願いいたします。ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。

(なしの声あり)

議長

ご意見、ご質問はないようであります。「協議第27号 交通政策事

業について」お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。以上によりまして「協議第27号 交通政策事業について」は原案どおり可決いたしました。 次に、「協議第28号 姉妹都市、国際交流事業について」であります。提案内容につきまして事務局から説明いたします。

事務局長

「協議第28号 姉妹都市、国際交流事業について」のご説明を申 し上げます。調整方針は1点あげております。

姉妹都市、国際交流事業につきましては、国際交流と国内交流がございますが、それぞれの姉妹都市、友好都市、その他の都市との交流につきましては、原則として新市に引き継ぐものとする。ただし、交流事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ新市において調整する。

以上が提案内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明申し上げました「協議第28号 姉妹都市、 国際交流事業について」のご協議をお願いいたします。ご意見、ご質 問がありましたら、どうぞ。

(なしの声あり)

議長

特にないようでありますので、「協議第28号 姉妹都市、国際交流 事業について」お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の 方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。以上により、「協議第28号 姉妹都市、国際交流事業について」は原案どおり可決いたしました。

次に、「協議第29号 コミュニティ施策について」であります。事 務局から説明いたします。

事務局長

「協議第29号 コミュニティ施策について」のご説明を申し上げます。調整方針は2点あげております。

まず1点目でございますが、自治組織については、現行の自治会を 基本に地区自治連合会、新市自治連合会を設置する。2点目は、コミ ュニティ施策については、地域の自立を促し、自治活動の活性化が図 られるよう支援事業の調整に努める。

この2点が提案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明いたしました「協議第29号 コミュニティ施策について」のご協議をお願いいたします。ご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。

足立 進委員 (五個荘町)

五個荘の足立でございます。資料 1 の新市における自治組織の組織体系図でございますが、この組織図を見ますと、八日市市さんの場合は旧村の地区自治連合会があるわけでございます。私ども五個荘町の場合ですと、3 村が合併したわけでございますけれども、現在は区長連絡協議会がございまして、行政の中でもあまり旧村意識を残さない形で進めてきているわけでございます。旧村の八日市市さんの地域と、例えば愛東地区自治連合会さんであるとか、五個荘地区自治連合会であるとか、湖東町さん、永源寺町さんもあるわけですが、その形と同じものの組織というふうに解釈していいわけでしょうか。

と申しますのは、資料 2に【地区単位へのまちづくり補助事業】 とあるわけですけれども、この中で補助金関係について少しご説明いただければと思うのです。「地区単位のまちづくり補助事業については、八日市市の例を参考に実施するよう調整する」とありますけれども、補助金等についての地区単位への補助事業ということにつきまして、少しご説明をいただければと思います。

やはりきめこまかな補助制度と申しますか、自治連合会の運営方法 につきましても各部会でご検討いただいていることだと思いますの で、その辺のことも含めまして、きめ細かな形のものができる方向で ということも希望いたしておりますので、お願いします。

もう1点、資料 1の「調整の具体的な内容」のところで、先ほど事務局長からご説明いただいたわけですけれども、自治連合組織の考え方、各地区に、今の現状の組織図ですと12の地区連合会があるわけですが、それを置き、新しい新市の自治連合会を組織するという形の調整方法の方がいいのではないかと私は思います。新市に市自治連合会を置き、その下に12の地区を設定し、各地区に自治連合会を置くという文章になっているわけですけれども、12の各地区に地区連合会を置きまして、その上に新市の自治連合会を組織するものだと解釈してもいいわけですか。その辺をご説明いただきたいと思います。

事務局長

最後にお尋ねの、各地域に地区の自治連合会を置いてその上に連合会を置くということでございますが、そのような形で資料 1 はつくっておりますし、考え方も今おっしゃったような形でつくっておりますが、表現がこういう形になったとご理解をいただきたいと思います。

それから、今現在の八日市市の各地区の自治連合会と同じように、 各町の自治連合会をもってきておりますが、これも八日市市各地区で いろいろなコミュニティの事業をされておりますし、五個荘町でも現 在、足立委員が区長会長とお聞きしておりますが、自治会の連絡協議 会ということで活動されておりますので、そういう形で今までどおり の活動がされるものと解釈しております。

補助金の関係でございますが、 2の地区単位のまちづくりの補助事業ということで、八日市が現在、元気なまちづくり推進事業費補助金補助事業を持っておりますが、八日市では地区単位ということでやっておりますが、新市にこのような例に基づいて補助の事業をつくっていくということで、今後調整していくということになります。現在、八日市市は300万円を一律各地区に出すのではなくて、決められた事業をされた場合に地区自治連合会に出されておりますので、今後人口なども勘案した補助の事業形態がつくられる、検討されると思うのですが、そういう形で補助事業を調整していくということをまとめていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

足立 進委員 (五個荘町)

ということは、補助金は各自治連合会ごとに均等にという考え方はないわけですね。例えば五個荘町ですと 1 万 2,000 人、人数の話をすると現在の五個荘町でも 30 戸のところもあれば 300 戸のところもあると思うのですが、今ご説明いただきました内容は、五個荘町もいくら、永源寺町さんも湖東町さんも愛東町さんもいくら、そして八日市市地区さんがいくら、中野地区さんがいくらというような均等方法ではないということですね。

事務局長

まだその細部まで決まっておりませんので、お答えが申し上げられないのですが、協議会ではそういう補助制度を設けていくという方針をご決定いただいて、今後調整をさせていただきたいと思います。

足立 進委員 (五個荘町) 議長

きめ細かな補助金の配布という考え方はあるわけですね。

これは、きめ細かなと言うよりは、地域の連帯感、コミュニティを さらに醸成するような、そういう地域全体の事業、例えば環境対策や 文化活動など、小さな集落単位のものでなくて、地域全体のより大き なコミュニティ活動を促進しようという立場からやっている事業で、 何か事業をなさった場合には支援するということでございますので、 一律に金をばらまくというものではないのです。

また、地域の実態によってこれから工夫されると思いますので、ご 理解いただきたいと思います。

野村・一委員 (湖東町)

湖東町の野村でございます。示されております調整方針あるいは具体的な内容についてはこのとおりだと思いますが、少し要望的な意見を述べさせていただきます。

現在、新市まちづくり計画策定委員会におきましても、こういった 自治会単位・集落単位のいろいろな活動・活性化が、新しいまち全体 の活性化になるという観点でいろいろ計画しているところでございま す。

この自治会への補助事業を見ましても、現在の1市4町で実際実施している内容に、若干のばらつきと言うのか、いろいろな地域性がございます。今後新しい市になった場合に、ある程度の統一性で新しいコミュニティ活動補助金を新設していただくということは結構でございますけれども、現在既にそれぞれの地域で計画し、あるいは実施しつつある事業もあるわけでありますので、この辺の経過措置については十分ご配慮をお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございました。ほかにありませんか。

相森幸子委員 (八日市市)

八日市市の椙森です。資料 1 の新市における自治組織の組織体系図を見ていますと、地区の自治連合会は、現在の八日市市からは8地区で、旧村がそのまま自治連合会ということで8地区あって、ほかの4町からは1地区ずつですけれども、八日市市だけがすごく多いように感じますが、バランスとしてどうなのかなと思うのです。

人口的にはどうなのかと思うのですが、例えば八日市市は8地区ありますけれども、もう少し統合して数を減らすとか、そういうことは考えてはおられないのでしょうか。

議長

学区なども関係ありまして、簡単にはいかないように思いますのと、 八日市市の各自治連合会は、旧村のそのままの形をひきずっていると いう見方もありますけれども、決してそうではなくて、新しいまち、 かなり新しい人たちが入っておられますし、そうした人たちといろい ろ懇談があって、ようやく地域の連帯感も今でき上がりつつあります ので、これをさらに統合するということは簡単にはいかないと思いま すが、ご意見として承っておきます。

廣田綾子委員 (湖東町)

湖東町の廣田でございます。実は私も、少しばらつきがあるなと先ほどまで思っていたのですが、議長のお言葉で少し納得はしつつあるのですけれども、各地区の世帯数ならびに住民数がわかれば、参考までにお聞かせいただきたいと思います。

事務局長

八日市市は全世帯が自治会に加入しておりません。加入率 73% ぐらいですので、その点もお含みをいただきたいと思います。

平田地区が 835 世帯、市辺地区が 1,140 世帯、玉緒地区が 1,317 世帯、御園が 1,824 世帯、建部が 847 世帯、中野が 2,090 世帯、八日市が 2,040 世帯、南部が 1,653 世帯でございます。

永源寺町が 1,814 世帯、五個荘町が 3,705 世帯、愛東町が 1,475 世帯、湖東町が 2,487 世帯です。

五個荘町・永源寺町・愛東町・湖東町につきましては、国勢調査の 世帯数をあげましたので、自治会加入とは少し違うかもわかりません。 人口もそれに比例しているということで、よろしくお願いします。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようであります。「協議第29号 コミュニティ施策について」 お諮りいたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお 願いいたします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。以上によりまして、「協議第29号 コミュニティ施策について」は原案どおり可決いただきました。

ここでしばらく休憩いたします。

司会

4時から始めさせていただきたいと思います。

なお、先ほど小委員会の報告の中で、同点の場合どうするのかというご質問がございましたが、小委員会委員長が、急遽休憩中に小委員会を開き確認だけしたいということでございますので、小委員会のメンバーの方は、廊下の突き当たりの右側に部屋がございますので、お集まりいただきたいと思います。

(休憩)

議長

会議を再開します。

小委員長から報告をいただきます。

新市名称候補 選定小委員会 委員長 今、休憩の時間を借りまして、小委員会を開きました。まず、質問のありましたように、5から3に絞る時に、3が同率の場合はどうするのかというご意見がございましたので、それについてはその時点で同率の3位を入れまして、4つの名称の中から次は2に絞ってもらうということに相談してまいりました。

それからもう 1 点、例えば 18 対 18 なら、 1 位の時に両方とも過半数に達するのでどうするのかということですが、投票してもらう方が全員出席していただきますと、37 名で奇数ですので、同率ないまた 5 点から 3 点に絞る時も 3 7 名が 3 点選べば 5 では割り切れませんので、5 から 3 に絞る時も問題がない事に理論上はなります。

この場をお借りして、次回は新市名称決定の大事な協議会なので、 お忙しいでしょうけれども全員が出席して、そこで協議をしなくても いいように、ご協力をいただきたいと思います。

なお、もし最終的に同率の場合は、皆さんと協議させていただくと いうことにさせていただきます。ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

それでは、提案事項についてでありますが、次回の協議会で協議いただきます事項につきまして、本日提案説明をさせていただきます。 「協議第30号 人権対策関係事業について」、事務局から説明いたします。

事務局長

「協議第30号 人権対策関係事業について」の提案をさせていただきます。提案内容は、別紙の 1から掲げておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、調整方針は2点ございます。1点目でございますが、人権対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市発足後すみやかに人権条例を制定し事業を推進する。人権教育及び人権啓発については、人権教育推進協議会と連携を図りながら、新市においても積極的に推進する。2点目でございますが、男女共同参画については、これまでの取り組みを踏まえ、計画や推進体制の整備を図りつつ、男女共同参画社会の早期実現を目指す。この2点が大きい調整方針でございます。

調整方針の具体的な内容でございますが、まず、人権に係る人権条例、基本計画、推進体制、諮問機関等でございますが、人権条例につきましては、新市発足後すみやかに制定する。諮問機関につきましては、条例に基づいて審議会を設置する。基本計画につきましては、同じく新条例に基づきまして基本計画を策定する。推進体制につきましても、条例に基づきまして推進体制を整備して事業を推進するという内容でございます。

資料 2の人権教育の推進協議会でございますが、現在1市4町で各市町ごとに各々の協議会を設けて推進していただいておりますが、この推進協議会につきましては、合併時に統合させていただきます。組織は、八日市市が全体の協議会と、先ほど地域の地区の関係をコミュニティの関係でお決めいただきましたが、その地区ごとに自治会に地区の協議会を設けておりますので、組織につきましては、八日市市

の例を基本に調整させていただくという提案でございます。

次に、人権教育の推進をしていただく人権教育推進員の関係につきましては、各自治会に各町とも1~2名の推進員を現在置いておられますので、新市におきましても原則男女各1名ずつの推進員を置くという調整でございます。

次に、人権教育の事業でございますが、今現在1市4町で、人権教育のリーダー研修、市民・町民のつどい、青年集会・女性集会の3つの全体的な研修をさせていただいております。これにつきましては新市において引き続き実施させていただく。その他の人権学習につきましては、地区の自治連合会の区域でさせていただく。各地区のミニ講座につきまして、八日市市が現在実施しておりますので、その例を基本に新市において地区の自治連合会の区域で実施していただく。

字別・町別・組別の懇談会を各市町で持っていただいておりますが、 組別の懇談会は廃止させていただきまして、自治会ごとの懇談会を実 施させていただく。また、愛東町では、モデル自治会を選定して人権 啓発を推進していただいておりますので、そのモデル自治会の人権啓 発集落事業につきましては、愛東町を基本に新市において実施し推進 していただくという調整でございます。

資料 3 は、人権啓発につきまして各市町ともいろいろ取り組んでおりますが、人権啓発作品募集、啓発冊子、啓発紙につきましては、新市においても引き続き実施するという調整方針でございます。

法期限後にかかる同和対策事業の個人施策につきましては、現在、 八日市市と愛東町で施策を実施しております。八日市市につきまして は、各項目ごとにほぼ終期が確定しておりますが、愛東町は現在検討 中でございますので、その検討を待ちまして、新市発足までに既存の 施策について、地域や個人の自助努力を育む方向性で、均衡が保てる ように調整させていただくという方針でございます。

次に、地域の総合センターにつきましては、八日市市と愛東町で施設を持っておりますので、現行のとおり新市に引き継ぎをさせていただきます。

次に、各種の相談事業でございますが、1市4町で同じような相談を持っていただいておりますが、八日市市の相談事業が数的に一番多くなっておりますので、八日市市の例を基本において、新市において相談事業を実施するという方針でございます。

次に、資料 4の男女共同参画の関係につきましては、計画の策定につきましては、現在、八日市市と五個荘町で平成13年または平成15年に計画策定をしていただいて実施していただいておりますが、新市においてもすみやかに計画を策定する。ただし、策定までの間につきましては、現在の市町の計画を尊重して、男女共同参画事業を実施するという方針でございます。

次に、各行政委員や審議会の委員等への参画でございますが、目標

を八日市市・五個荘町・湖東町で持っていただいております。現在の参画状況は下の方にパーセントと数であげておりますが、新市におきましては、行政委員や審議会委員等への参画は、女性委員ゼロの解消を進め、男女ともに30%を目標とするという調整でございます。

次に、推進体制でございますが、現在、八日市市と五個荘町で諮問機関を持っておりますが、新市におきましてはすみやかに諮問機関を設置し、推進体制を整備していくという方針でございます。

最後のページの資料 1 は、先進の 3 市(地域)の調整方針の抜粋をあげております。以上でございます。 どうぞよろしくお願いします。

議長

ただいま説明しましたけれども、不明な点がありましたらお願いします。

(なしの声あり)

議長

ないようでございましたら、次の提案事項に移らせていただきます。 「協議第31号 生活環境事業について」、事務局から説明いたしま す。

事務局長

「協議第31号 生活環境事業について」のご説明を申し上げます。 調整方針は2点、全体的な調整方針をあげさせていただいております。 まず1点目でございますが、環境施策については、持続可能な社会の 実現のため新市発足後すみやかに環境基本条例を制定する。また、条 例に基づき良好な環境の保全と創造を図るための諸施策を総合的、計 画的に推進する。2点目でございますが、ごみ処理につきましては、 資源循環型社会の構築をめざし、これまでの地域の取り組みを生かし ながら市民、事業者、市の協働により、積極的にごみの減量化、資源 化を推進する。また、ごみの収集区域及び体制は、現行のとおり新市 に引き継ぐこととし、収集日・収集品目等については、合併後2年以 内を目途に調整する。

この大きな調整方針 2点に基づく、具体的な内容でございますが、まず、環境基本計画につきましては、現在、八日市市と愛東町で平成12年と平成15年に各々計画策定がされております。環境基本計画においては、新市において策定するという調整方針でございます。

資料 2の新エネルギー施策につきまして、八日市市と愛東町で平成14年に策定されております。地域の新エネルギービジョンは、新市の環境基本計画に掲げる理念に基づき、新市において策定するという調整内容でございます。また、新エネルギー施策につきましては、

印以下に注釈をあげておりますので、ご覧いただきたいと思います。 資料 3 でございますが、ごみの収集・処理体制でございます。ご みの処理施設、収集回数、粗大ごみの回収、有料ごみの回収の 4 点に 分けてあげさせていただいております。

まず、ごみ処理施設につきましては、現在、広域で1市4町が各々処理しておりますので、この処理につきましては現行のとおり、合併前の旧市町の区域で加入している組合で処理するという方針でございます。

ごみの収集回数につきましては、1市2町(八日市市・永源寺町・五個荘町)につきましては可燃ごみ2回、愛東町・湖東町につきましては可燃ごみ週1回となっておりますが、可燃ごみの収集回数は、平成17年度から週2回に統一させていただくという方針でございます。

不燃ごみ(ガレキ含む)の収集体制については、現行のとおりとさせていただきます。

次に、粗大ごみの回収でございますが、中部清掃組合の能登川清掃センターに持ち込んでおりますのが八日市市・永源寺町・五個荘町でございまして、愛東町・湖東町は各集落で年1回実施していただいております。粗大ごみにつきましては、現行のとおり実施させていただきます。金属製粗大ごみにつきましては、合併時は現行のとおりでございますが、合併後2年以内に調整させていただきます。粗大ごみのうち個人で搬入できない人に対しては、現在八日市市が特別の有料収集を行っておりますので、その例により実施させていただくという調整方針でございます。

次に、有料ごみの回収でございますが、その中でバッテリー・消火器について有料回収させていただきます。これにつきましては、旧市町の区域で年1回実施させていただく。なお、タイヤ・パソコンの回収については、リサイクルという位置づけで業者の回収、パソコンにつきましては平成15年10月から資源の有効利用ということでリサイクルを義務づけられた法律が定まっておりますので、その協力を求めるという方針でございます。

資料 4は、資源ごみの収集、ごみの減量・リサイクル推進体制ということで、アルミ缶から廃乾電池まであげております。この収集推進体制につきましては、五個荘町と愛東町で現在先進的な取り組みをされておりますので、一番下の欄に 印で書いておりますが、資源回収システムにつきましては、先進モデルに「あいとうリサイクルシステム」および「五個荘町の古紙回収の方法」を位置づけ、新市において拡大を図るという全体的な方針のもとに、個々に缶・トレー・びん・ペットボトル・古紙・古布の回収は、合併後2年以内に統一に向けて調整するという方針でございます。古紙につきましては、行政回収と団体回収が行われておりますので、古紙の行政回収は新聞・チラシ・雑誌・ダンボールの4品目といたしまして、行政回収につきましては、団体回収の妨げにならないように定期的な回収を行うという調整でございます。

次に、廃食油、牛乳パック、紙パックにつきましては、現況で未実

施の永源寺町の廃食油と五個荘町の牛乳パック・紙パックにつきまして、合併時までに各町で取り組んでいただき、回収をしていただいて、それを合併後に引き続いて行うというものでございます。回収方法につきましては、今は個々に相違がございますので、合併後2年以内に統一に向けて調整させていただきます。廃乾電池につきましては、現行のとおりの回収とさせていただきます。

最後の資料 5 でございますが、5 地域の先進事例の調整方針の抜粋をあげさせていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。以上でございます。よろしくお願いします。

議長

ただいま説明がありました内容につきまして、質問がありましたら お願いします。

(なしの声あり)

議長

ないようでありますので、ただいま提案いたしました2点の事項に つきましては、次回の協議会でご審議をお願いいたします。

その他ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

司会

それでは、2点ご連絡を申し上げます。

次回の開催でございますが、次第の一番下に今回から書かせていただくようにいたしました。10月30日(木)午後2時から、八日市市の八日市商工会議所大ホールで開かせていただく予定でございます。なお、次回につきましては、本日ご協議いただきました新市の名称の関係あるいはまちづくり計画素案の報告さらには提案事項が、現在の予定では5件ないし6件と非常に内容が多くなっております。通常より若干時間がかかるものと思われますので、ご予定の方をよろしくお願いいたします。

次回の傍聴人数につきましては、60名ということでお願いいたしたいと思います。

2点目でございますが、先にご案内させていただいております長野 県千曲市への視察の件でございます。今月9月1日に新市施行されま して、その直後にお願いをしたのですけれども、既に非常にたくさん の視察を受けておられるところでございまして、なかなか皆さんのご 都合を聞いて日を決めるというような状況ではございませんでしたの で、向こうの受けていただける日で設定させていただきました。非常 に申し訳ございませんけれども、ご案内させていただいた内容でお願 いしたいと思います。出欠につきましては、本日、各市町の担当者ま でご連絡をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い いたします。なお、ご参加いただく方につきましては、来月半ばぐら いに再度詳細な通知をさせていただきますので、どうかよろしくお願 いいたします。以上です。

議長

それでは、以上をもちまして本日の議事をすべて終了いたします。 長時間にわたりまして慎重なご審議をいただき、誠にありがとうござ いました。

司会

どうもありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、副会長の宮部湖東町長がごあいさ つを申し上げます。

副会長 (宮部庄七 湖東町長) 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、1市4町の委員の皆さん方には、このようなお天気の中を わざわざ私ども湖東町のひばり公園みすまの館にお越しいただきまし て、このように大変窮屈な会場で終始熱心にご協議を賜りまして、心 から厚くお礼を申し上げます。

このひばり公園には、ただいま協議をいただきましたみすまの館をはじめ、公式の野球場"湖東スタジアム"、屋内テニスコート"ひばりドーム"を備えております。1市4町が合併いたしますと、これらすべて1市4町の住民の皆さんにお使いいただくことになるわけであります。私どもといたしましては、今後これらの維持管理をきちんと行いまして、合併の時には新しい姿で引き継ぎをさせていただきたいと思っているところでございます。

さて、本日は、小委員会からご報告をいただきました新市の名称について、5つに名称に絞り込みをいただきまして、いろいろご議論をいただきましたが、次回の協議会におきまして、新しい市の顔であります名前をお決めいただくという運びになりました。どうぞ皆さん方、そういう意味で慎重にご協議、ご検討をいただいて、次の協議会ではぜひ立派な名前をお決めいただきたいと考えるところでございます。

また、先程来、組織・機構からコミュニティ施策に至るまで、5つの項目についてご協議、ご決定をいただきました。このように具体的な協議を重ねてまいりますと、何となく新しい市の姿が少しずつ見えてきたなと思わせていただいているところでございます。今後の協議におきましても、より具体的に、そして詳細にわたって協議をいただくわけでありますけれども、一つひとつの課題をクリアして、そしてこれからの新しいまちの姿を具体的にしていきたいと考えているところでございます。

委員の皆さん方におかれましては、本当にお忙しい中ではございますけれども、どうぞ新しい市のまちづくりに向けて、よりよいご議論をいただきますように心からお願いを申し上げまして、大変簡単でございますけれども、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

司会	どうもありがとうございました。それでは、これで第3回目の合併 会をすべて終了させていただきます。
	(閉会)